

「高齢者対応共同住宅」を定義

=札幌・住まいるアップ委=

法的規制受けていない形態

札幌市とNPO法人シーズネットの札幌・住まいるアップ委員会は、「高齢者対応共同住宅」の定義をまとめた。共用スペース確保や食事・福祉等サービス提供だけでなく、同じ建物に障害者らが暮らしていたり、建物の一部を高齢者対応としているケースがあるため、一定の入居者割合、住戸数も提示している。

共用スペース確保、食事等サービス提供

一定の入居者割合、住戸数も

市民が安心して高齢期の住まいを選択できる情報はアンケート調査

や、現在実施している現地調査などを踏まえ「高齢者対応共同住宅」

定義の具体的考え方

- 法的な施設水準の規制を受けていない住宅
- 概ね入居者の50%以上が高齢者(60歳以上)
- 食堂、団らん室、浴室などの共用スペース確保
- 食事、家事、見守り、健康管理、介護の1つ以上のサービスを状況に応じて提供
- 同一の運営主体が概ね5戸以上を運営する共同住宅

「高齢者対応共同住宅」の定義・類型化、情報開示・推奨制度の在り方を検討。今回、同委員会がまとめた定義はシーズネットの「シニア向け集合住宅」定義を一部変更。住宅の対象範囲や

サービス内容など、具体的考え方も示した。「概ね六十歳以上を入居対象者とし、入居者の個室のほかに食堂、団らん室、浴室などの共用スペースがあるサービスが付いている

「集合住宅」と定義。共用スペースだけでなく、長く住み続けるに何らかのサービス提供が必要との考えだ。法的規制を受けていない住宅を前提条件に、障害者や健常者が混在する場合は概ね入居者の50%以上、一つの建物を部分的に利用する形態は同一事業者が概ね五戸以上運営していれば対象。多様な共同住宅がある現状から、混住による共同生活、新しい形態の住宅も含めている。